

令和4年5月27日
企業年金連合会

企業年金連合会における源泉徴収税額の誤りについて

企業年金連合会が令和4年2月及び4月に老齢年金をお支払いした一部の方につきまして、源泉徴収すべき税額に誤りがあることが判明しました。

受給者の方にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、このような誤りを起こさないよう再発防止に努めてまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事象

従来、毎年1月に実施していた扶養親族等申告書（以下「申告書」という。）に基づく源泉徴収税額の計算について、昨年度より、その計算時期を1ヵ月前倒ししましたが、その際のプログラム改修に誤りがありました。

このため、遅れて申告書を提出され、当連合会が令和3年12月13日から令和4年1月14日までの間に入力処理をした方の一部について、源泉徴収税額が正しく計算されませんでした。

2. 対応

（1）源泉徴収税を過大に徴収した方への対応

令和4年6月の定期支払より正しい税額を控除するとともに、6月の定期支払において過大に控除した税額を上乗せしてお支払いします。

（2）源泉徴収税を過少に徴収した方への対応

令和4年6月の定期支払より正しい税額を控除するとともに、令和4年8月の定期支払において、未徴収となっている税額を控除してお支払いします。

（3）対象となる方への連絡

上記の対象となる方には、個別に当連合会から文書にて連絡させていただきます。

以上

【お問い合わせ】

年金サービスセンター

支払課 小暮・菅原

電話 03-5401-8735